

公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

公印規程等の一部を改正する訓令

(公印規程の一部改正)

第1条 公印規程(昭和30年岩手県訓令第33号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
公 印			管 守 機 関	備 考	公 印			管 守 機 関	備 考
種 類	ひな型	大きさ(ミリメートル)			種 類	ひな型	大きさ(ミリメートル)		
[略]					[略]				
知事印	[略]		法務学事課 総括課長並 びに本庁各 部局等の主 管室課及び 出納局の管 理課長				法務学事課 総括課長並 びに本庁各 部局等の主 管室課及び 出納局の管 理課長(復 興局にあつ ては総務企 画課総括課 長、国体・ 障がい者ス ポーツ大会 局にあつて は総務課総 括課長)		
[略]					[略]				
本庁各 部局等 長印	[略]		当該部局等 の主管室課 及び出納局 の管理課長 (復興局に あつては、 総務課総括 課長)				当該部局等 の主管室課 及び出納局 の管理課長 (復興局に あつては総 務企画課総 括課長、国		

[略]	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">         体・障がい          者スポーツ          大会局にあ          っては総務          課総括課長          )       </div>
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(気象予警報等事務処理規程の一部改正)

第2条 気象予警報等事務処理規程(昭和40年岩手県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(気象予警報の処理)</p> <p>第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長(以下「市町村長等」という。)並びに広域振興局の副局長(県南広域振興局にあつては、広域振興局長が指名する副局長)、<u>経営企画部長(県南広域振興局経営企画部長を除く。)</u>及び総務部総務事務センター所長(以下「広域振興局副局長等」という。)並びに本庁の関係する部に置く室及び課の長(以下「関係課長等」という。)、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長並びに教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長等に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知(以下「一斉通知」という。)により行うものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(気象予警報等受領担当者)</p> <p>第5条 総合防災室長、広域振興局副局長等、第3条第1項の通知等を受ける本庁の関係課長等及び同条第2項の通知を受ける出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者(以下「気象予警報等受領担当者」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、本庁の関係課長等にあつては総合防災室長に、出先機関の長にあつては広域振興局副局長等に通知するものとする。</p>	<p>(気象予警報の処理)</p> <p>第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町村長及び消防本部の長(以下「市町村長等」という。)並びに広域振興局の副局長(県南広域振興局にあつては、広域振興局長が指名する副局長)及び経営企画部長(盛岡広域振興局及び県南広域振興局の経営企画部長を除く。以下「広域振興局副局長等」という。)並びに岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等に置く関係する室、課及び所の長(以下「関係課長等」という。)、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長及び教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長等に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉通知(以下「一斉通知」という。)により行うものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(気象予警報等受領担当者)</p> <p>第5条 総合防災室長、広域振興局副局長等、第3条第1項の通知等を受ける関係課長等及び同条第2項の通知を受ける出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当する者(以下「気象予警報等受領担当者」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、関係課長等にあつては総合防災室長に、出先機関の長にあつては広域振興局副局長等に通知するものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(行政文書管理規程の一部改正)

第3条 行政文書管理規程(平成11年岩手県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第31条関係）			別表（第31条関係）		
文書記号			文書記号		
1 本庁			1 本庁		
部局等	課 等	記 号	部局等	課 等	記 号
[略]			[略]		
総務部	[略] 予算調製課	[略] 予	総務部	[略] 財政課	[略] 財
政策地域部	[略] 地域振興室 国体室	[略] 地振 国体	政策地域部	[略] 地域振興室	[略] 地振
[略]			[略]		
保健福祉部	保健福祉企画室 医療推進課 健康国保課 [略] 児童家庭課 医師支援推進室	保福 医推 健 [略] 児 医支	保健福祉部	保健福祉企画室 健康国保課 [略] 児童家庭課 医療政策室 医師支援推進室	保福 健 [略] 児 医政 医支
[略]			[略]		
復興局	総務課 企画課 まちづくり再生課 [略]	復総 復企 ま [略]	復興局	総務企画課 まちづくり再生課 [略]	復総 ま [略]
出納局	[略]		出納局	[略]	
2 出先機関			2 出先機関		
区 分	公 署	記 号	区 分	公 署	記 号
[略]			[略]		
広域振 興局以 外の出 先機関	[略] 商工 労働 岩手県福岡事務所 観光 岩手県工業技術集積支援 部に センター 属す 岩手県先端科学研究セン る出 ター 先機 [略]	[略] 岩福事 工集 先科 [略]	広域振 興局以 外の出 先機関	[略] 商工 労働 岩手県福岡事務所 観光 部に 属す 岩手県先端科学研究セン る出 ター 先機 [略]	[略] 岩福事 先科 [略]

関 [略]	関 [略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。